

令和7年度 第3四半期（10月～12月）

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

| 交付又は支出先法人名称 | 法人番号 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | |
|-----------------------|---------------|--------|-------------------|---|---------------------|---|-------------|-------------------|
| | | | | | | | 公益法人の区 分 | 国認定、都道府 県認定の区分 |
| 一般社団法人日本規格協会 | 9010405010460 | 研修費 | 136,400 | — | 2025/12/26 | — | | |
| 一般社団法人日本繊維製品品質技術センター | 2010005016724 | 研修費 | 990,000 | - | 2025/10/31 | — | | |
| 一般社団法人日本化学物質安全・情報センター | 7010005016199 | 会費 | 275,000 | 55,000 | 2025/12/26 | 日本化学物質安全・情報センター年会費(令和8年1 月1日～令和8年12月31日) | | |
| 公益社団法人二十一世紀職業財団 | 7010005003890 | 研修費 | 188,100 | - | 2025/12/26 | — | 公財 | 国認定 |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。